

令和2（2020）年4月27日

愛荘町立 小・中学校  
保護者のみなさまへ

愛荘町教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業に伴う  
臨時預かりの実施について（お知らせ）

今般の臨時休業については、感染症の拡大防止のための取組であり、ご家庭で過ごしていただくことが大原則ですが、次の対象者、受入理由の両方に該当し、家庭での安全を確保できない児童生徒に限り学校で臨時的にお預かりします。

- ◇対 象
  - ・愛荘町内小学校に在籍する1～3年生
  - ・愛荘町内小・中学校特別支援学級に在籍している児童、生徒
  
- ◇受入理由
  - ・保護者の勤務等の事情により、休暇が取得できないなど、やむを得ず安全が確保できない。また、その他の者（祖父母等）の支援が受けられない場合
  - ・対象児童、生徒の他、同居する者において咳や鼻水、喉の痛みなどの風邪の症状や発熱などが無い場合 \*健康観察票により確認
  
- ◇期 間
  - ・令和2（2020）年5月7日（木）から 5月31日（日）まで
  - \*学校の臨時休業の期間で、土・日・祝日を除く平日とします。
  
- ◇時 間
  - ・午前8時15分から 午後2時00分まで
  
- ◇場 所
  - ・児童、生徒が在籍する小・中学校
  
- ◇申請方法
  - ・臨時預かりを希望される場合は、「臨時預かり依頼書」（別紙1）に必要な事項を記入の上、各学校にお申し込みください。
  - ・「臨時預かり依頼書」（別紙1）と「健康観察表」（別紙2）は、学校または町ホームページでダウンロードするか、各学校の他、住民課（愛知川

庁舎1階)、教育振興課(秦荘庁舎2階)に設置しています。

- ・依頼書を受理した日の翌日(金曜日の場合は翌週の月曜日から)からの受入となります。
- ・依頼書は、児童、生徒1人に対して1枚の提出となります。
- ・依頼書の受付時間は、平日の午前8時15分から午後4時45分までとします。4月30日(木)までに保護者の方が学校までご持参ください。

- ◇内 容
- ・学力補充が目的ではないため、自習および読書が中心となります。  
\*児童には自習できる十分な学習の用意を持たせてください。  
学校では教材の用意はいたしません。

- ◇注意事項
- ・児童、生徒の学校への出入口は、正面玄関のみとします。
  - ・臨時預かりは、ご家庭で一人になる児童、生徒の安全を確保するために行うもので、決して学力補充を行うものではありません。
  - ・かならず保護者等が児童、生徒を学校まで送迎し、確実に教職員と引き継いでください。(児童、生徒だけによる登下校は絶対に認めません。)
  - ・各家庭において「健康観察票」(別紙2)を学校もしくは町ホームページからダウンロードし、かならず持参してください。
  - ・急な体調不良やけがなどに備え、学校からの連絡が確実につくよう、「臨時預かり依頼書」の緊急連絡先を、かならず記載してください。
  - ・昼食を含む時間帯を希望される場合は、必ず弁当(カップ麺は不可)とお茶を持参させてください。
  - ・感染拡大の予防のため、可能な範囲で児童、生徒のマスク着用とアルコール消毒液などの持参をお願いします。また、送迎で来校される保護者等の方もマスクの着用にご協力ください。
  - ・臨時預かりは、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の対象となります。
  - ・「臨時預かり依頼書」(別紙1)で記入された期日・時間帯以外の臨時預かりはできません。変更が生じた場合は、直ちに学校へ連絡ください。

諸事情により、臨時預かりを急きょ中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。